

令和7年12月12日

保護者の皆様

豊田市立大林小学校長
成瀬 真弓

冬季休業中の学習用タブレットの持ち帰りについて（お願い）

師走の候、日頃は本校の教育に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、夏季休業中と同様に、冬季休業中も家庭での学習支援の一助とするため、学習用タブレットの持ち帰りを下記のとおり実施しますので、よろしくお願いします。

記

1 目的

冬季休業時の探究学習などの学習活動の補助及び休業中の宿題に意図的に活用し、学習用タブレットを家庭学習で有効活用する習慣を身に付けるため。

2 持ち帰り期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月6日（火）まで

※1月7日（水）～の登校日（各学年の指示による）に、充電をした学習用タブレット、充電器をお子さんに持たせてください。

3 使用時間制限の設定について

（1）設定について

・小学1年生から小学校4年生までは、使用時間の約束をして「別紙②スク린タイムの設定方法」に従って各家庭で設定してください。

※原則午後9時00分から翌午前6時00分までは使用できない設定にしてください。次の設定時間例のように午後9時00分より前から使用できない設定や午前6時00分より後から使用できる設定にしても構いません。

※設定時間例 午後8時00分から翌午前7時00分まで

午後7時00分から翌午前6時00分まで など

＜参考＞ 小学校5年から中学校3年生までは、学校で本人または教員が設定します。

※「スクーンタイム」とは、iPadの機能で、アプリケーションやウェブサイトの利用時間を管理・制限することができる機能です。

（2）設定方法（小学校1年生から小学校4年生）

・学習用タブレットのスクーンタイム機能で使用時間を設定します。

・「別紙②スクーンタイムの設定方法」を参考に使用時間を設定してください。

※設定ができない場合については、担任に御相談ください。

4 その他

- ・別紙「学習用タブレットを家で使って、学びを深めよう！」や学習用タブレットのブックアプリ内にある「使い方ハンドブック」「学習用タブレット運用ガイドブック（保護者用）」を使って、家庭での使い方やルールを再確認してください。

※別紙「学習用タブレットを家で使って、学びを深めよう！（学校提出用）」は、冬休み前に、担任に提出するようお願いします。

- ・床、ソファー、ベッド、食卓の上など、破損、故障の可能性が高まる場所には置かないようにしてください。

※破損時の保管場所が適切でなかった場合や、破損した状況によっては、学習用タブレットと充電器の修理費用が家庭負担になることがあります。

- ・長期休業期間中に、充電ケーブルを紛失するケースが市内で発生しています。適切な管理に御協力ください。
- ・家庭の方針等で持ち帰りを希望しない場合は、学校まで御連絡ください。

○この件についての問合せは、教頭 黒田（28-2501）までお願いします。